

適用拡大登録のご案内

令和6年10月

農林水産省登録
第24822号

殺菌剤 ロンセラーフロアブル フルキサピロキサド水和剤

令和6年10月30日付けで、以下のとおり適用拡大登録されました。

- ・ 作物名「かんきつ」に使用方法「無人航空機による散布」が追加登録されました。
- ・ 作物名「りんご」に適用病害虫名「灰色かび病」が追加登録されました。
- ・ 作物名「なし」に適用病害虫名「うどんこ病」及び「輪紋病」が追加登録されました。
- ・ 作物名「小粒核果類」に適用病害虫名「すす斑病（うめ）」及び「灰色かび病」が追加登録され、灰星病（すもも）」が「灰星病」に変更されました。
- ・ 作物名「おうとう」に適用病害虫名「黒斑病」及び「幼果菌核病」が追加登録されました。

【追加及び変更事項（太字下線部）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	7ヶ所 [※] を含む農薬の総使用回数
かんきつ	そうか病、 灰色かび病	60倍	10L/10a	収穫前日 まで	3回以内	無人航空機による散布	3回以内
りんご	モニリア病、黒星病 黒点病、赤星病 斑点落葉病、褐斑病 うどんこ病、すす点病 すす斑病、 灰色かび病	3000倍	200~700 L/10a			散布	
なし	赤星病、黒斑病 黒星病、 うどんこ病 、 輪紋病						
もも類	灰星病、うどんこ病						
小粒核果類	黒星病、灰星病、 すす斑病（うめ） 、 灰色かび病						
おうとう	灰星病、 黒斑病 、 幼果菌核病						

*** 使用上の注意事項が追加されました。**

・本剤を無人航空機で散布する場合は、次の事項に注意すること。

- ① 散布機種¹の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 散布薬液の飛散による他の分野への影響に注意して、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤ 散布終了後は以下の注意事項を守ること。
 - ・ 使用後の空容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ・ 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。
 - ・ 散布終了後、機体の装置は十分洗浄すること。また、薬液タンクの洗浄廃液は河川等に流さないこと。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

さらに詳しい情報を知りたい方へのお知らせ

【フリーダイヤル】 ☎0120-014-660 【ホームページ】 <https://crop-protection.basf.co.jp/>

BASFジャパン株式会社

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-4 OVOL日本橋ビル3階 ☎0120-014-660

●情報提供の目的で弊社よりダイレクトメールを発送しております。ご不要の場合はお手数ですがフリーダイヤルまでご一報ください。

®=BASF社の登録商標